

別表第 2 (第 3 条 第 9 条、第 10 条、第 11 条関係)

地区整備 計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率 の最高限度	建築物の建 ぺい率の最 高限度	建築物の敷地面 積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限 度		建築物 の高さ の最低 限度	建築物の形態又は意匠の 制限	かき又 はさく の構造 の制限
								(1)	(2)			
東京都 計画祖師 ヶ谷大蔵 駅南周辺 地区地区 整備計画	住宅地区					隣地境界線から 0.5 m	1 敷地面積が 70m ² 未満の建築物 2 告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用される土地について、その全部を 1 の敷地として使用した建築物の敷地で、1 の敷地境界線(道路境界線又は隣地境界線をいう。以下この部において同じ。)から面する敷地境界線(面する敷地境界線が複数あるときはそれぞれの敷地境界線)までの水平距離が 5 m 未満となる隣地境界線の部分に係るもの				出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができないこととなる敷地の部分に突出する形状	
	住宅・商業・業務共存地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業の用に供する建築物			70 m ²			1.6 m				

商業・業務地区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業の用に供する建築物	2 区画道路1号(祖師谷通り)に面する建築物で1階部分(祖師谷通りに面する部分に限る。)の用途が次に掲げるものであるもの(出入口部分及び自動車車庫を除く) (1)法別表第2(イ)項第1号に規定する住宅 (2)法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅、寄宿舍又は下宿				区画道路1号(祖師谷通り)の道路境界線までの距離は、区画道路1号(祖師谷通り)の道路面からの高さが2.8m以下の部分にあつては1.5m						
再開発事業地区					200㎡							